

環境省独立行政法人評価委員会

委員長 松尾 友矩 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

平成20年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成21年8月24日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人環境再生保全機構における平成20年度業務実績の評価結果について（通知）」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の契約の適正化に関する調査結果について別紙2のとおり、独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果について別紙3のとおり、内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例について別紙4のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成21年3月30日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないことを認識し、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

## 平成20年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成20年度における環境省所管2法人（国立環境研究所、環境再生保全機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

### 【所管法人共通】

（契約の適正化）

#### 1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会における評価の具体的視点等

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）においては、「随意契約見直し計画の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」<sup>(注)</sup>とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、平成19年度に引き続き、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）（以下「評価

の視点等」という。)を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。評価の視点等においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況、契約の再委託に係る状況把握に関する評価、さらには、応札者の範囲拡大の取組等個々の契約の競争性・透明性の確保に係る評価について、留意すべき具体的視点等を示したところである。

(注)「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

## 2 独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果

各府省評価委員会は、評価の視点等において示された事項を踏まえ契約の適正化に関する評価を行うこととなるが、当委員会は、より精度の高い評価活動を支援する観点から、府省の協力の下、当該評価に当たり参考になると考えられる法人等の諸データを収集・調査した。

調査の項目は、①競争性のない随意契約の状況、②1者応札の状況、③随意契約見直し計画の進捗状況、④契約規程類の措置状況、⑤再委託の状況、⑥契約執行・審査体制の状況であり、調査結果を別紙2「独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果」として取りまとめた。

## 3 環境省所管独立行政法人における契約状況

平成20年度における環境省所管独立行政法人における契約の状況は、表3-①のとおりである。

平成20年度における環境省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、19年度と比較して、373件、約10.0億円減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は件数で32.8ポイント、金額で11.6ポイント減少している。

次に、環境省所管独立行政法人全体における特定委託契約<sup>(注)1</sup>の随意契約及び一般競争入札の再委託状況は、表3-②のとおり、再委託額約0.3億円、再委託件数12件(すべて随意契約の再委託)となっており、そのうち、再委託割合<sup>(注)2</sup>が高率(50%以上)となっているものが、約0.1億円(33.3%)、1件(8.3%)となつて

いる。

また、環境省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、表3-①のとおり、150件(51.2%)となっており、19年度と比較して、80件増加し、一般競争入札全体に占める1者応札の割合は10.7ポイント増加している。

- (注) 1 特定委託契約とは「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)において措置を求められている「試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるもののほか、労務費、調査費等労務費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。)」するものである。
- 2 再委託割合とは、例えば、特定委託契約一件について複数の再委託契約がある場合、当該特定契約に占める一件ごとの再委託契約金額が占める割合のことである。

表3-① 環境省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数%/一般競争入札件数) 注3	関連法人	
	平成19年度			平成20年度				関連法人数 注4	関連法人との契約がある法人 注5
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立環境研究所	113	591	704	230	235	465	137(64.6%)	1	○
	32.3	26.7	59.0	25.4	18.2	43.6	212		
環境再生保全機構	99	42	141	128	25	153	13(16.0%)		
	6.6	3.3	9.9	17.3	1.8	19.1	81		
合計 (環境省所管)	212	633	845	358	260	618	150(51.2%)	1	
	(25.1%)	(74.9%)	(100.0%)	(57.9%)	(42.1%)	(100.0%)	293		
	38.9	30.0	68.9	42.7	20.0	62.7	70(40.5%)		
合計 (独立行政法人全体)	43,428	51,530	94,958	63,357	20,864	84,221	17,423(48.8%)	371	
	(45.7%)	(54.3%)	(100.0%)	(75.2%)	(24.8%)	(100.0%)	35,711		
	14,912.7	9,872.3	24,785.0	17,865.7	6,528.6	24,394.1	10,809(44.5%)		
	(60.2%)	(39.8%)	(100.0%)	(73.2%)	(26.8%)	(100.0%)	24,306		

- (注) 1 「平成20年度業務実績評価に関する調査(契約の適正化)について」(平成21年6月10日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会事務局。以下「独法分科会通知」という。)を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 府省「合計」と独立行政法人全体「合計」欄の網掛け部分は、平成19年度実績である。
- 4 関連法人数は、平成20年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の合計数を記載した。
- 5 各法人の平成20年度の財務諸表等を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載した。
- 6 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3-② 環境省所管独立行政法人における随意契約及び一般競争入札の再委託状況  
(平成20年度)

法人名	再委託の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))									関連公益法人等に対する再委託の有無
	全体			随意契約			一般競争入札			
	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	再委託契約	再委託割合50%以上の契約	再委託契約に占める再委託割合50%以上の契約の割合	
国立環境研究所	5	1	20.0%	5	1	20.0%	-	-	-	-
	0.1	0.1	100.0%	0.1	0.1	100.0%	-	-	-	
環境再生保全機構	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-
	0.2	-	-	0.2	-	-	-	-	-	
合計 (環境省所管)	12	1	8.3%	12	1	8.3%	-	-	-	0
	0.3	0.1	33.3%	0.3	0.1	33.3%	-	-	-	
合計(独立行政法人全体)	1,446	95	6.6%	1,234	75	6.1%	212	20	9.4%	3
	133.0	36.1	27.1%	90.2	24.8	27.5%	42.8	11.3	26.4%	

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。  
2 該当がないものについては「-」を記載した。  
3 金額については小数点第二位以下を四捨五入している。

#### 4 平成20年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に関するもの)についての意見

平成20年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価においては、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、貴省所管2法人(国立環境研究所、環境再生保全機構)の契約の適正化に関する評価結果について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

##### (1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。)をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における20年度評価結果をみると、環境省所管2法人のうち、1法人については、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがあるが、表4-(1)のとおり、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、その妥当性に疑義がある要件が定められているにもかかわらず、評価結果においては、このような規定が設けられている妥当性について、十分に明らかにされて

いない。

予定価格の作成は、契約の適正化を図るための重要な契約手続であることから、業務運営上やむを得ないものに限定すべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表4-1(1) 契約の規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
環境再生保全機構	・予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、その妥当性に疑義がある要件が定められている(不十分)

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。「不十分」とは、府省評価委員会における評価が十分とは言えないものをいう。

#### (2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、環境省所管2法人においては、表4-2のとおり、「契約審査委員会」などの組織を設置し、評価結果において、「契約審査委員会において、契約の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記2法人においては、表4-2のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「決裁過程の見直し等」などの措置も採られており、評価結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表4-2のとおり、1法人において、以下の①～④に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。

① 審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)

- ② 契約事務の一連のプロセス
  - ③ 執行・審査の担当者（機関）の相互けん制
  - ④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方
- 今後の評価に当たっては、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

表4-2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注2			既存体制の強化等 注4				評価結果 注5
	組織の名称 注3	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
国立環境研究所	契約審査委員会	1	0	○				①②③④
環境再生保全機構	理事会	1	0	○		○	○	—
合計 (環境省所管)		2	0	2	0	1	1	① 1 ② 1 ③ 1 ④ 1
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者（理事長など）や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。
- 3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。
- 4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引下げ等が含まれる。
- 5 評価の視点等に示された、①審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、環境省所管2法人については、表4-3)のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた削減目標件数を既に達成しており、評価結果において「随意契約の見直しについては、随意契約見直し計画の達成に向けた取組の推進による競争性のある契約が増加したことや、契約に係る情報公開、監事による監査について適切

に行われている。あわせて、契約に関する包括的随意契約の規定を削除するなど適正な契約事務の実施に取り組んでいることは評価できる。」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

しかしながら、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

表4-(3) 随意契約見直し計画の進ちよく状況 (単位：件、億円)

法人名	18年度		19年度		20年度		見直し目標		達成状況
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国立環境研究所	796	50.6	251	18.6	101	8.3	232	17.6	達成
環境再生保全機構	78	4.7	41	2.9	24	1.7	27	1.3	達成
計	874	55.3	292	21.5	125	10	259	18.9	

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。  
 2 平成20年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標件数を達成した法人については「達成」と記載した。  
 3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

#### (4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。環境省所管2法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、「特定委託契約における再委託の承認・届出等を実施している」などの措置を講じているところであるが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

環境省所管2法人については、表4-(4)-①のとおり、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、

その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

また、2法人については表4-(4)-②のとおり、契約書に再委託に係る条項がないまま再委託がされているもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)となっている案件があるものがあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしか履行できないことを理由として締結されるものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、当該随意契約理由との整合性に疑問を生じると考えられ、また、関連公益法人等との取引等については透明性の確保が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率(50%以上)となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表4-(4)-① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上で評価がされていない事項
国立環境研究所	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
環境再生保全機構	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置につい

て、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載した。

表4－(4)－② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
国立環境研究所	・随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）のものがある
環境再生保全機構	・再委託に係る契約条項が設定されていないまま再委託がされているものがある

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続、再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件があるもの、1者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載した。

#### (5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

一般競争入札における1者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成21年4月13日及び7月3日総務省行政管理局長事務連絡）により、1者応札について改善方策を取りまとめ、平成21年7月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における1者応札に関し、環境省所管2法人については、評価結果において1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表4－(5)のとおり、1法人については、平成20年度における一般競争入札のうち1者応札となっている契約の占める割合が高率（1者応札率が50%以上）であり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証

を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っているにもかかわらず、原因等について評価結果において言及されておらず、2法人については、平成19年度に比べて1者応札割合が増加しているにもかかわらず、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

表4-(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1者応札率が50%以上となっている	1者応札件数割合が平成19年度より増加している	契約の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))								評価結果
				平成19年度の一般競争入札数(A)	平成19年度の一般競争入札における1者応札数(B)	平成19年度の一般競争入札における1者応札割合(C) (B÷A)	平成20年度の一般競争入札数(D)	平成20年度の一般競争入札における1者応札数(E)	平成20年度の一般競争入札における1者応札割合(F) (E÷D)	増減 (E-B)	割合増減 (F-C)	
環境省	国立環境研究所	○	○	107	66	61.7%	212	137	<b>64.6%</b>	71	<b>2.9%</b>	
				30.4	15.6	51.3%	23.0	12.6	54.8%	-3.0	3.5%	
	環境再生保全機構		○	66	4	6.1%	81	13	<b>16.0%</b>	9	<b>10.0%</b>	
	合計 (環境省)	1法人	2法人	173	70	40.5%	293	150	<b>51.2%</b>	80	<b>10.7%</b>	
				34.4	16.0	46.5%	36.0	13.4	37.2%	-2.6	-9.3%	
	合計 (独立行政法人全体)	33法人	57法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	<b>48.8%</b>	6614	<b>4.3%</b>	
				9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%	

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。  
2 一般競争入札において1者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記載した。  
3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。  
4 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

(6) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果)

**【国立環境研究所】**

本法人には、関連公益法人等が1社あり、研究業務等を委託しているが、本法人と当該関連公益法人等との間の業務委託契約（発注額：約3.2億円、関連公益法人等における事業収入に占める当法人の発注額割合62.2%）について業務実績報告書等に記載されているものの、当該契約の妥当性等について評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、関連公益法人等との業務委託契約の妥当性等について評価を行うべきである。

(諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

独立行政法人のうち、i) 特定独立行政法人の職員給与の支給基準については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第57条第3項の規定により、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績等を考慮して定められなければならないとされており、ii) 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員給与の支給基準についても通則法第63条第3項の規定により、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとされている。

独立行政法人の職員給与については、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることを踏まえ、次の措置が講じられている。

- ① 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
- ② 各法人は、毎年度、職員の給与水準を公表し、その際、特に、国家公務員と比べて給与水準の高い法人は、その水準が高い理由や給与水準の適正化に向けて講ずる措置を公表すること。
- ③ 各府省評価委員会は、給与水準の適切性に関し事後評価すること。

このような中で、平成20年12月に、独立行政法人における食事手当等の現金の支給について、会計検査院による指摘が行われた。当委員会では、独立行政法人が支出

する諸手当について分析・検証することは給与水準の適切性について評価する上で有益であることから、「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「具体的取組」という。）において、「給与水準の厳格なチェックに当たって、国と異なる諸手当の適切性について特に留意すること」としている。

また、具体的取組では、

- i) 上記の食事手当等が職員に対する福利厚生の一環として支出されていた法人もあったこと、
- ii) 独立行政法人においても国におけるレクリエーション経費の見直しに準じた取組を行うこととされたこと

も踏まえ、独立行政法人の職員に対する福利厚生についても、国民の理解を得ることが重要であることから、「レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動に特に留意する」としている。

本年 6 月には、具体的取組を踏まえ諸手当及び法定外福利費に関する評価を効果的かつ効率的に行うため、主務省及び各独立行政法人の協力を得て、独立行政法人（101 法人）における支出等の実態について横断的な調査を行ったところである。同調査結果を踏まえた当委員会としての意見は、以下のとおりである。

なお、当委員会における検討に当たっては、給与水準が高くなっている要因として、給与水準の比較対象に含まれる諸手当（超過勤務手当や特殊勤務手当等（時間数や回数など勤務の実績に応じて支給されるもの）及び通勤手当以外の手当）の支給額等が給与水準に影響を与えていると考えられることから、給与水準に影響する諸手当と影響しない諸手当に区分することとした。

## 1 諸手当

### (1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、平成 20 年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師

及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が 100 を超えている 51 法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの（以下「国と異なる諸手当」という。）を設けている法人は、39 法人（延べ 76 手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17 法人（延べ 27 手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	期末手当（期末特別手当）、勤勉手当	環境再生保全機構

## 2 法定外福利費

独立行政法人 101 法人における法定外福利費の支出状況を見ると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成 20 年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「福利厚生費については、法定外福利費の一部見直しにより、レクリエーション行事への支出を廃止したことは評価できる。今後は、その他の法定外福利費についても、見直しをする必要がある。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成 20

年8月4日総務省行政管理局長通知) においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	国立環境研究所、環境再生保全機構

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【独立行政法人環境再生保全機構】

- ・ 本法人の公害健康被害補償予防業務勘定においては、昨年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「本法人に対し、会計処理について改めて検証した上で業務実績を報告させ、評価を行うべきである。」との指摘を行っている。

しかしながら、平成20年度の業務実績評価においては、会計処理方法についての「省令に基づき相手先が確定していない賦課金を収益計上してきていることを考慮すると、これを時効の概念により貸倒償却することは困難」との業務実績報告書の記述や、「環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理することはできない」との評価結果の記述が見られるものの、法人がいかなる検証を行ったのかという事実を基に貴委員会が評価したのかは明確になっていない。

今後の評価に当たっては、法人における会計処理方法の検証の取組を明確にした上で評価を行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【独立行政法人環境再生保全機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成19年12月11日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗よくと併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。